

たばこに係る企業活動及び喫煙マナー向上を提唱するテレビ広告に関する自主規準

1. 目的

本規準は、たばこに係る企業活動の広告及び喫煙マナー向上を提唱する広告(以下「企業広告等」という。)について、たばこ事業法等関係法令の趣旨に鑑み、特に社会的影響度の大きいテレビ広告を実施する際に、会員各社が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

企業広告等については、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)において、喫煙を促進しないものは同指針の対象に含まれないとされているものの、テレビにより広告を実施する際には、業界の自主的な取り組みとして、未成年者の喫煙防止の観点から出稿番組及び広告内容について配慮を行う。

3. 具体的運用規準

(1) 出稿番組の選定方針

- a. ここでいうテレビ広告とは、民間事業者による地上波、BS及びCSテレビ放送で放映される企業広告等をいう。
- b. 出稿にあたっては、明らかに未成年者を対象とする番組枠での企業広告等を実施しない。

(2) 内容に関する運用方針

- a. 未成年者の喫煙防止に十分配慮する内容とする。
- b. テレビ広告に、主として未成年者に人気のあるタレント、モデル又はキャラクターを使用しない。
- c. 喫煙(加熱式たばこ製品の使用を含む。以下同じ。)に伴う一連の所作のうちたばこ製品又は加熱式たばこ製品の製造たばこ以外の部分(以下「たばこ製品等」という。)を口に咥えた状態及び煙(加熱式たばこ製品の使用に伴い発生する蒸気を含む。以下同じ。)をふかした描写を用いない。
その他の描写については、喫煙を促進させないように配慮する。
- d. 特定のたばこ製品等のブランドを想起させる内容(商標、ロゴ、画像等)を含まない。
- e. テレビ広告を起点とした、特定のたばこ製品等の販売促進活動につながるインターネットサイトや販売店等への誘引は行わない。

(3) 管理

- a. 会員各社は、企業広告等の出稿実績を、毎年度の半期ごとに終了月翌月末までに事務局へ報告する。ただし、2019年7月1日から同年9月30日までの期間に係る出稿実績については、同年10月31日までに事務局へ報告する。
- b. 企業広告等の出稿番組及び内容に関し、上記(1)及び(2)に照らして疑義が生じた場合は、理事会において協議を行う。

4. 本規準の適用日

本規準は、2019年7月1日から適用する。